

2012.12.08

司法アクセス学会第8回大会

東京・弁護士会館

# 司法ニーズと司法アクセス

---

檜村 志郎

## (I) はじめに

---

司法アクセス問題とは：

人々の生活の現場と司法の間に存在する問題

素材：

「2006年法使用行動調査」

(2006年3月～5月)

20歳～70歳の個人5000人余

---

個人が何らかの対処を必要とする潜在的に法律的な問題をどれほど経験しているか、そしてそれにどう対処しているか



檜村=武士俣編 2010

## (I) はじめに

---

専門的助言提供者に相談をした	約 500人 (28%)
家族・友人等にのみ相談した	約 1000人弱 (55%)
何もしなかった	約 300人 (17%)

---

追加インタビュー 約 50人

---

### 注意点：

住民登録または選挙人名簿に登載されている人が対象

法テラス発足直前

## (I) はじめに

---

助言（助言・支援）の概念：

法的サービス獲得に役立つ情報

法的サービスそのもの

---

「助言探索行動：

潜在的に法的な問題を含むトラブルの関係者の対処行動

---

## (I) はじめに

---

### 助言探索行動に関する伝統的想定：

- トラブルは裁判などのフォーマルな法的決定で解決されうる。
  - 人々はトラブルを解決しようとする一貫性あるニーズをもつ。
  - 助言提供者（とくに専門的助言提供者）は、司法的／行政的その他のフォーマルな専門性をもつ助言等（裁判の予測、法知識の提供、代理など）を提供する。
- 

### 司法アクセスに関する社会学研究：

- 市民のもつ司法ニーズ ("legal needs ") をあきらかにする。
-

## (2) トラブル経験と司法ニーズ形成の能動性

- 13のトラブルカテゴリー+各5種類のトラブル（総計79種類）

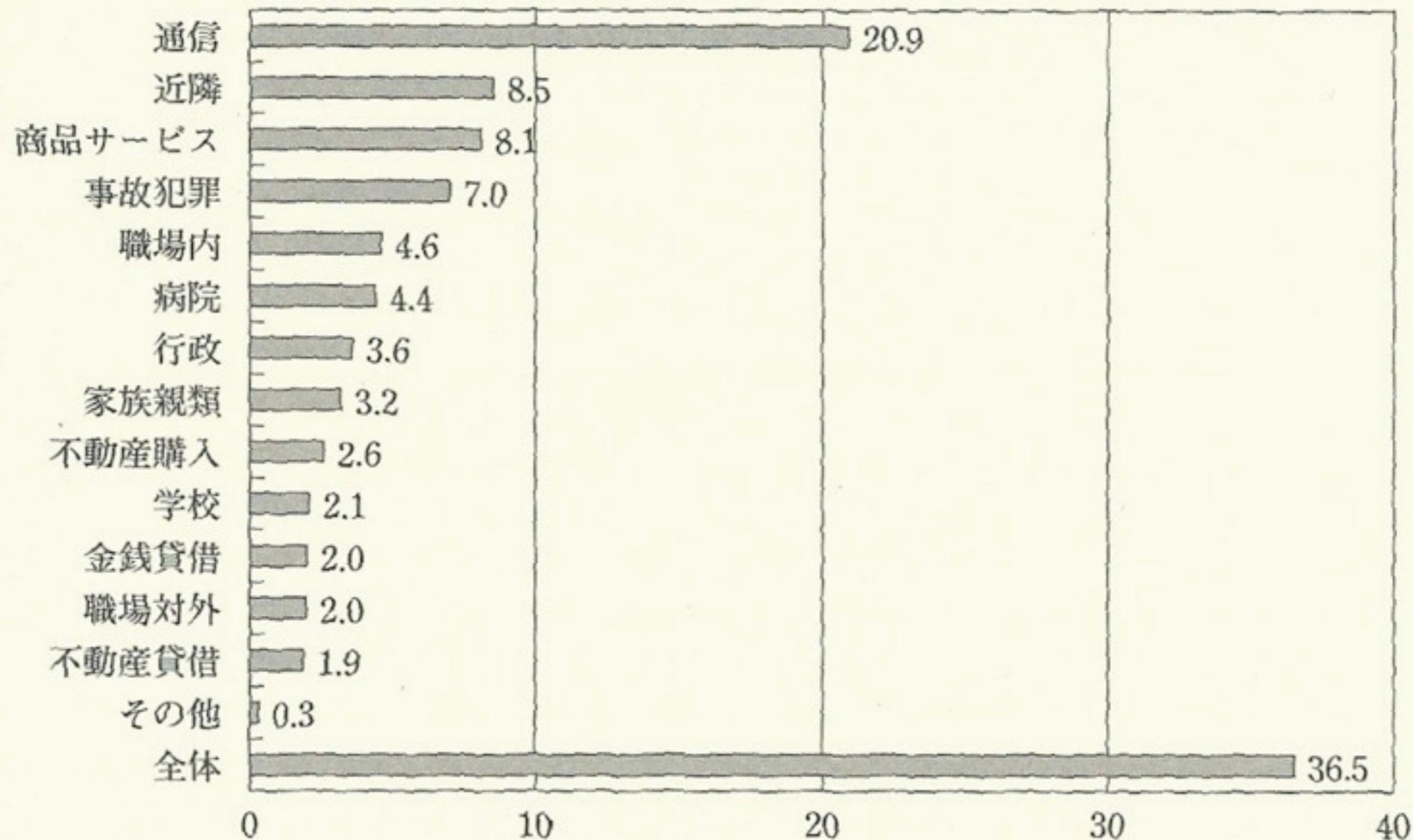


図1 領域別にみたトラブル経験比率(%)

# トラブル経験は受動的か？：

現象2-I: 家族の経験するトラブル数が，家族人数に比例して増加しない。

表2 家族人数とトラブル経験数

Tr 経験数 家族人数	0 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件	6 件	7 件	8 件	9 件	10 件	11 件	12 件	13 件	14 件	15 件	家族 数合計 (#回答者)	家族 あたり Tr 数	Tr 家族 あたり Tr 数
1名	179	50	28	7	9	4	4	3	1	0	0	0	1	0	0	0	286	0.87	2.32
2名	874	219	92	53	21	15	11	4	3	3	2	1	1	0	1	0	1,300	0.71	2.17
3名	776	196	118	64	34	22	8	6	8	4	3	2	0	0	1	0	1,242	0.91	2.42
4名	729	202	125	63	44	18	10	16	4	4	4	0	0	1	0	1	1,221	1.00	2.47
5名	448	115	54	27	15	10	7	5	3	1	1	0	0	1	1	0	688	0.82	2.34
6名	228	53	31	23	7	6	5	4	1	0	0	1	0	0	0	1	360	0.93	2.53
7名	98	27	14	12	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156	0.72	1.95

\*表中の“Tr”は“トラブル”の意.

## トラブル経験は受動的か？：

---

家族の経験するトラブル数が、家族人数に比例して増加しないことの説明：

- (1) 家族内で情報が共有されない？ <=> 家族間相談が普遍的
  - (2) 家族内コミュニケーションによる暗黙の解決の存在
  - (3) 家族内共同対処または予防の可能性
- 

(2) (3) から家族メンバー数が多いと、

トラブル経験が抑制される可能性があるとの示唆がえられる。

(高橋裕 2010 : 42-44)

---

自治会などの地域集団への所属がトラブル経験の認知可能性を高めるとともに抑制する傾向があるという解釈もある。(菅野昌史 2010: 126-27)

## 現象2-2: トラブル種類の特性に由来する助言探索傾向性

---

トラブルがどのカテゴリーに属するかによって、裁判利用や助言探索行動は一般に影響を受ける。

説明；トラブルカテゴリーごとに助言機関が異なって整備されている？

しかし、各トラブルカテゴリー内で、助言探索に結びつきやすいトラブル種類とそうでないトラブル種類がある。

例：解雇は、セクハラ被害よりも積極的助言探索に結びつきやすい。（檜村 2008）

---

現象2-2: トラブルカテゴリーのトラブル種類別の相談パターン (I/4)

表7 トラブル出来事と相談・法使用行動

領域	トラブル出来事(経験者数)	従属変数			
		個人的 相談	領域専門 機関相談	法律専門 機関相談	裁判所 関与
通信	その他のことがあった(5)		×	×	×
通信	電話やメールでしつこい勧誘を受けた(107)	-	-	×	×
通信	プライバシーを聞き出そうとされた(8)			×	×
通信	プライバシーが流出していた(16)			×	×
通信	無言電話や迷惑電話が何度もかかってきた(52)			×	×
通信	身に覚えのない金銭や高額な請求をされた(123)		+		×
商品サービス	サービスに不足や欠陥があった(12)	-	×	×	×
商品サービス	苦情・問い合わせなどへの対応に問題があった(13)		×	×	×
商品サービス	商品に不足や欠陥があった(31)	-			×
商品サービス	その他のことがあった(30)	-			
商品サービス	商品やサービスが、購入する前の説明と違っていた(21)				
商品サービス	商品の品質やサービスの内容のわりに高額すぎた(12)	-	×	×	+
学校	いじめにあった(15)			×	×
学校	先生から体罰・差別や言葉の暴力などがあった(10)			×	×
学校	苦情・不満への学校側の対応に問題があった(4)			×	×
学校	その他のことがあった(4)			×	×

## 現象2-2: トラブルカテゴリーのトラブル種類別の相談パターン (2/4)

個人的 領域専門 法律専門 裁判

		個人的	領域専門	法律専門	裁判
病院	その他のことがあった(7)	-	×	×	×
病院	病気やケガ, 診断, 治療方法の説明に問題があった(16)			×	×
病院	診療代や薬代などの請求について問題があった(5)			×	×
病院	医師・看護婦から言葉の暴力を受けた(6)			×	×
病院	検査, 投薬, 手術などに問題があった(23)				
行政	警察の捜査や取り締まりなどについてあった(6)	-		×	×
行政	税金についてあった(9)			×	×
行政	公的保険や年金についてあった(17)			×	×
行政	社会保障の各種手当や社会福祉についてあった(8)			×	×
行政	その他のことがあった(11)			×	×
近隣	ペット飼育や共有スペースについてあった(31)			×	×
近隣	近所の人から中傷されたり悪口を言われたりした(8)			×	×
近隣	ビルやマンションなどの建設についてあった(5)		×		×
近隣	土地や家の塀, 境界線についてあった(24)				×
近隣	その他のことがあった(16)				×
近隣	騒音・悪臭・ゴミなどや迷惑駐車についてあった(64)				
事故犯罪	泥棒に入られたり, 物を盗まれたり壊されたりした(38)		+	×	×
事故犯罪	痴漢やストーカーの被害にあった(4)		+	×	×
事故犯罪	その他のことがあった(4)		+	×	×
事故犯罪	保険金の支払いをめぐる, 保険会社ともめた(8)		+		×
事故犯罪	交通事故を起こしたり, 巻き込まれたりした(62)		+		

現象2-2: トラブルカテゴリーのトラブル種類別の相談パターン (3/4)

表7(続) トラブル出来事と相談・法使用行動

領域	トラブル出来事(経験者数)	従属変数			
		個人的 相談	領域専門 機関相談	法律専門 機関相談	裁判所 関与
職場内	昇格や配置転換についてあった(8)			×	×
職場内	その他のことがあった(6)			×	×
職場内	賃金や労働時間についてあった(46)				×
職場内	セクハラやいやがらせについてあった(15)				×
職場内	解雇や退職金についてあった(11)			(+)	
職場対外	製品・サービスの内容や納期についてもめた(5)				×
職場対外	その他のことがあった(9)		+		×
職場対外	債権回収や債務返済についてもめた(14)				(+)
不動産貸借	敷金・保証料の返還についてあった(12)			×	×
不動産貸借	立ち退きにあった(9)			(+)	×
不動産貸借	賃料の支払いや猶予についてあった(12)			+	

## 現象2-2: トラブルカテゴリーのトラブル種類別の相談パターン (4/4)

個人的 領域専門 法律専門 裁判

不動産購入	土地や家屋の価格や工事費用が, 高額すぎた(4)		×	×	×
不動産購入	価格や工事費用が, 契約前の説明と違っていた(4)			×	×
不動産購入	その他のことがあった(8)			×	×
不動産購入	苦情・問い合わせなどへの対応に問題があった(7)			(+)	×
不動産購入	購入した土地や建て売り住宅に不具合があった(8)				
不動産購入	注文住宅やリフォーム工事に不具合があった(19)				
<hr/>					
金銭貸借	必要のないローンやクレジットを組まされた(4)			×	×
金銭貸借	貸したお金を返してもらえなくなった(8)		×	×	
金銭貸借	その他のことがあった(4)	○			+
金銭貸借	借りたお金を返せなくなった(4)	○	+	+	○
<hr/>					
家族親類	その他のことがあった(6)			+	×
家族親類	家族・親族間のお金の貸し借りや保証についてあった(7)				
家族親類	離婚や親権についてあった(10)			+	
家族親類	遺言や相続, お墓についてあった(23)			+	+

+ 有意な増大効果, - 有意な減少効果, (+) Model 2 で有意でなくなった効果,

○ 当該出来事の経験者全員が対応行動をした, × 当該出来事の経験者全員が対応行動をしなかった,

## トラブル種類別の異なる相談傾向性の説明：

---

これらには、

- 金銭的利害を含む、
- 自分側に被害が存在する、
- 相手方に対する要求を含む、
- 生活の基盤への脅威を含む

という特徴の一つ以上が含まれている。

(鹿又伸夫 2010 : 116)

---

トラブルは単に受動的に経験されるのではなく、また、感受性や法意識の高い個人や集団であるがゆえに経験されるのでもなく、トラブルが個人に要求する対処の特性そのものから経験される。

## (2) 助言提供者の性質

司法アクセスを媒介する助言提供は、法律相談のような比較的身近なものから始まり、弁護士等へのアクセスを経て、裁判や調停にいたるような、法への近接性の順序にそって整列していると想定されている。

—はたしてそうか？

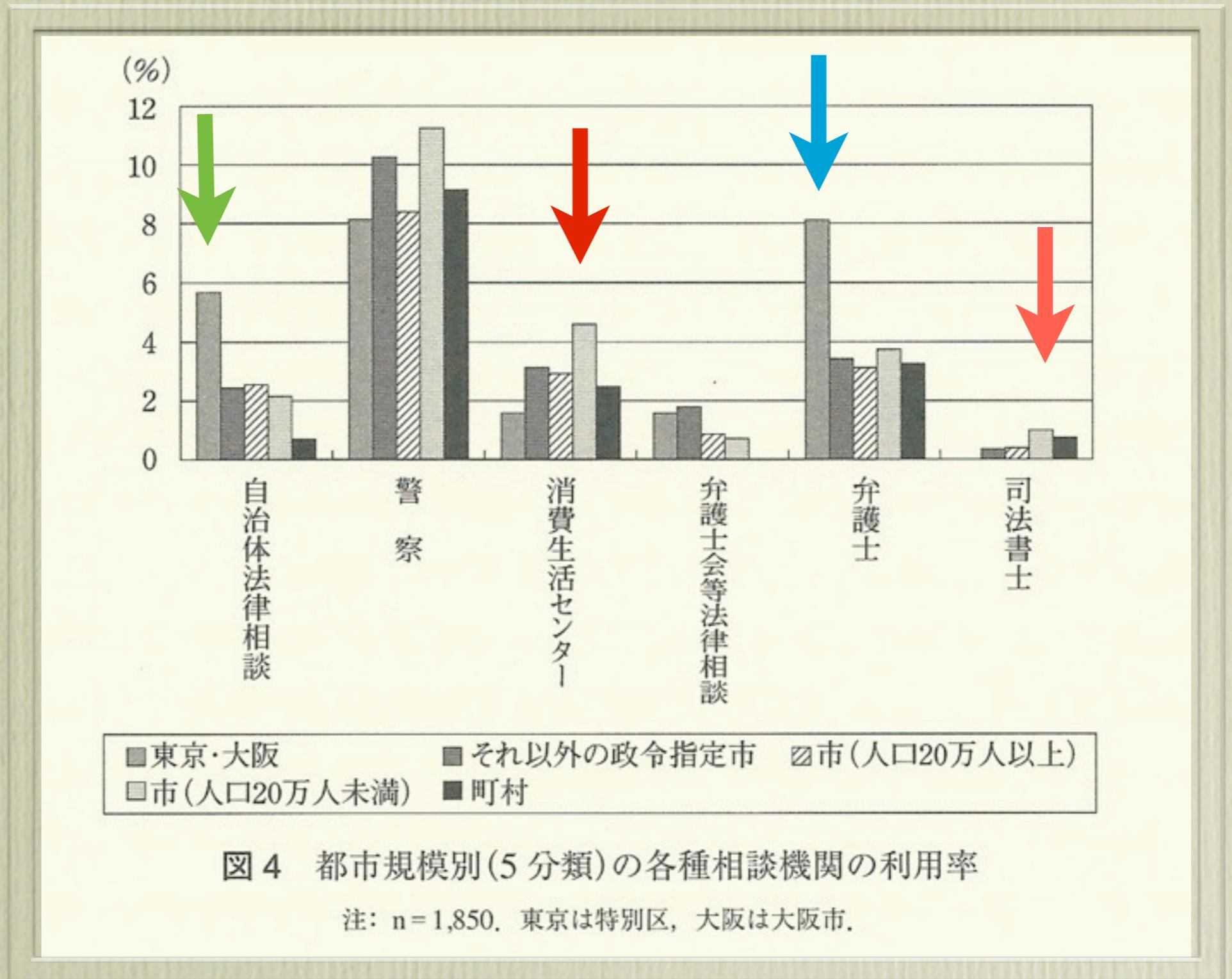
表4 最近に利用した専門的支援機関

	n	%
1 都道府県や市区町村の法律相談	20	3.9
2 都道府県や市区町村の担当部署(法律相談をのぞく)	50	9.7
3 労働基準監督署・税務署・保健所など	21	4.1
4 警察	124	24.1
5 民生委員・人権擁護委員・保護司	6	1.2
6 消費生活センター	54	10.5
7 関連する業界団体や業者	32	6.2
8 保険会社	71	13.8
9 政党・政治家	1	0.2
10 労働組合	4	0.8
11 農業委員会・農業協同組合	2	0.4
12 社会福祉協議会	3	0.6
13 宗教団体	0	0.0
14 NPO(民間非営利組織)・NGO(非政府組織)・ボランティア団体	4	0.8
15 弁護士会や法律扶助協会の法律相談	10	1.9
16 弁護士・弁護士事務所	53	10.3
17 司法書士	9	1.7
18 行政書士・税理士・社会保険労務士	6	1.2
19 各種の仲裁機関(日本商事仲裁協会, 建設工事紛争審査会など)	2	0.4
20 裁判所での相談	15	2.9
21 その他の相談機関や専門家	7	1.4
25 学校	4	0.8
26 住民組織	6	1.2
27 医師・病院	8	1.6
28 介護専門家	2	0.4
29 その他の司法機関	1	0.2
合計	515	100.0

# 現象<sub>3-I</sub>：助言提供者の選択の地域的差異の存在：

助言提供者の集積という地域環境的要因の存在が推測される。

cf. 自治体法律相談における受任禁止は大都市に多い(田巻 2010: 217)



## 現象3-2: 助言提供者への「期待にもとづく評価」の存在:

表8 個々の期待が満たされたか否かと関連する専門的支援機関の能力や業務遂行に対する評価との関係——重回帰分析

(a) 専門的支援機関は法律的な知識を十分に持っていたか否かの評価

	標準偏回帰係数	有意確率
<u>「法律的な助言を与えてくれること」への期待が実現したか否か</u>	0.167	0.028
トラブルの現状評価	0.122	0.108
決定係数(調整済み R <sup>2</sup> )	0.038	

\* 最近に利用した専門的支援機関に「法律的な助言を与えてくれること」を期待した回答者についてのみ計算 (n=175).

(b) 専門的支援機関は法律以外の専門的知識を十分に持っていたか否かの評価

	標準偏回帰係数	有意確率
<u>「法律以外の専門的な知識や助言を与えてくれること」への期待が実現したか否か</u>	0.223	0.039
トラブルの現状評価	0.163	0.129
決定係数(調整済み R <sup>2</sup> )	0.078	

\* 最近に利用した専門的支援機関に「法律以外の専門的な知識や助言を与えてくれること」を期待した回答者についてのみ計算 (n=91).

## 現象3-2: 助言提供者への「期待にもとづく評価」の存在:

(c) 専門的支援機関は言いたいことを十分に言わせてくれたか否かの評価

	標準偏回帰係数	有意確率
<u>「あなたの話を聞いてくれること」への期待が実現したか否か</u>	0.231	0.000
トラブルの現状評価	0.230	0.000
決定係数(調整済み R <sup>2</sup> )		0.091

\* 最近に利用した専門的支援機関に「あなた側の話を聞いてくれること」を期待した回答者についてのみ計算 (n=280).

助言提供者への評価は、トラブルの現状評価だけでなく、助言探索者がその助言提供者に対して事前にもつ助言期待というべきものにより、その助言期待が満足されたかどうかによって、影響される。

(阿部昌樹 2010 : 92)

### (3) 司法アクセスにおける言語の役割

---

質的データの特徴：

- (1) トラブルの時間的展開を直接に呈示
- (2) 当事者による状況の定義を呈示

これらは統計的サーベイによっては検出困難な現象。

---

### (3) 司法アクセスにおける言語の役割

(自動車事故のケースの語り)

(I)回答者(男性・53歳・独身)が通勤のため自動車を運転していたところ,対向してきた相手方(男性・22歳)の二輪車(400cc)が,前方曲がり角を曲がりきれず,車体が突っ込んできた。(2)相手方は,転倒時に車体から離れ軽い傷を負った。(3)回答者の車は前部に衝撃をうけ,エンジンが停止。(4)回答者の車には追突軽減装置等がついていたためすみやかに停止したため,相手の単車の上には乗り上げずにすんだ。(5)相手方は反対したが,警察と救急車を呼んだ。(6)その後,自動車販売店経由で修理に出し,代車も出してもらった。(7)その後,相手方は親が連絡してきた。(8)修理の見積もりが出たので電話したところ,話し合いに運転者の息子もつれてこず,謝る態度もない。(9)相手側(親)は保険がおりるかどうかわからない,自腹で支払わなければならない等と言う一方で,県警本部に勤務するとの名刺を出してきたが,回答者は突き返した。(10)運転者の年齢が契約に規定される限界に満たないことから,保険がカバーされず支払いが行われぬ可能性があったようだ。(11)相手方は,部品代(数10万円)が高いなどと抵抗した。

(檜村志郎 2009)

### (3) 司法アクセスにおける言語の役割

(I2)その後,保険会社が入ってきて,修理の範囲(とくに,電子装置等の交換の必要性)について争いになった。(I3)保険会社は無断で修理工場に入り込んで写真をとるなどしたが,回答者が主張を曲げないでいると,弁護士をたててきた。(I4)回答者は,勤め先の顧問事務所の若い弁護士に入ってもらった。(I5)相手方の弁護士は能力が低く,相手方の主張を繰り返すばかりであったが,結局裁判(簡易裁判所)になった。(I6)裁判長は,修理の範囲は正当だが,代車代 金と査定落ち分の損害は相手が受け入れないだろうという判断を示して和解を勧告した。(I7) 回答者は,販売店にも迷惑をかけていることに配慮して,受諾しようと思っているが,相手方の返事待ちである。(I8) この経過を通じて,3カ所ほど相談に行ったが,それぞれ警察から圧力がかかっていたのではないかと疑っている。(I9) 補充質問に対して,回答者は,自分の勤め先が,ある大手自動車会社に関係していること,自分の車は最先端の運転・安全装置を備えた「県下に1台」というものだったこと,車両前部への激しい衝撃のためこの装置に損害が生じたと考えられること,裁判時には損害の説明のために関連するその自動車会社の親しい技術者から詳しい情報を提供してもらったこと等を述べた。(20) 調査票調査面接時,調査員は,「相手方への怒りが強い」とメモしていた。

(檜村志郎 2009)

### (3) 司法アクセスにおける言語の役割

#### 観察：

---

- 問題認識と助言探索行動の過程を通じて能動性が持続していること。
- 助言探索行動における友人や知人あるいは地域社会のインパクトがあること。
- 時間的次元では、助言探索行動の過程で、問題の詳細が次第にあきらかになってくるが、それらの詳細は、問題認識の中に組み入れられるとともに、助言探索を先へと押し進めること。
- 地域社会における助言提供者のネットワークという客観的構造のもとで助言探索の能動性は発揮されていること。

(檜村志郎 2009)

---

## (4) 結論

---

- 人々の助言探索行動は、法に向かって単線的な経路をたどるものではなく、重要な点で法から自由な決定を含むものと推測される。
  - 助言提供者の活動は、個々の助言者によって異なる性質をもつとともに、地域環境と助言期待に由来する多様性をもつ。
  - 人々が助言提供者に対していただく助言期待（裁判期待も？）は、日本社会の基底的文化の表現や、助言提供制度の人々の選択への反映／制約という以上に、助言探索行動の中で実践的に選択された結果ではないかと推測される。
-

# 文献

---

- 檜村志郎=武士俣敦編 2010 『トラブル経験と相談行動』（東京大学出版会）。
- 高橋裕 2010 「家族から見たトラブル」 檜村=武士俣 2010: 29-46.
- 佐藤岩夫 2010 「専門機関相談行動の規定要因」 檜村=武士俣2010: 47-78.
- 阿部昌樹 2010 「専門的支援機関に対する利用者の評価」 檜村=武士俣 2010: 73-98.
- 鹿又伸夫 2010 「トラブル出来事と相談・法使用行動」 檜村=武士俣 2010: 99-119.
- 菅野昌史 2010 「トラブル認知と団体参加」 檜村=武士俣2010: 119-133.
- 小佐井良太 2010 「自治体法律相談の意義と課題」 檜村=武士俣 2010: 191-221.
- 田卷帝子 2010 「自治体の提供する相談サービスと当事者ニーズ」 松村良之=村山眞維編 『法意識と紛争行動』（東京大学出版会）：211-231.
- 檜村志郎 2008 「労働紛争と法的対処行動」 『日本労働研究雑誌』 581: 13-25.
- 檜村志郎 2009 「司法過疎の現状と課題」 『月報司法書士』 2009年7月号: 2-10.